

第7次最低工賃新設・改正計画の実施について

平成13年3月30日

都道府県労働局長殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

最低工賃の新設及び改正の促進については、平成10年4月1日付け文書第84号「第6次最低工賃新設・改正計画の実施について」に基づき、計画的な推進を図ってきたところであるが、同計画が平成12年度末で終了することに伴い、今後とも最低工賃の新設及び改正を促進するため、平成13年度から平成15年度までを期間とする標記計画を別添のとおり策定し実施することとしたので、下記事項に留意の上、本計画に基づき、最低工賃の新設及び改正の計画的な推進を図られたい。

なお、本計画については、先般開催された労働政策審議会雇用均等分科会家内労働部会において報告を行い、その了承を得たところであるので申し添える。

記

- 1 本計画の実施に当たっては、関係団体の動向など管内の事情を十分考慮し、効率的に実施すること。
- 2 最低工賃の改正については、次の要件のいずれかに合致するものから優先的に行うことともに、原則として2年以内に行うこと目標とし、それが不可能な場合でも3年以内に行うものとする。
 - (1) 前回の改正から3年以上経過しているもの
 - (2) 繙続性のある業種で、家内労働者が300人以上存在するもの
 - (3) 他地域との関連性が強い業種
 - (4) 管内の主要業種に関連するもの
 - (5) 工賃が低廉な業種
- 3 改正に当たっては、別添計画に従い、各年度に計画されている当該最低工賃については必ず見直しを行い諸処の事情により改正する状況ないと判断する場合は、地方家内労働審議会等の公益委員、家内労働者代表委員、委託者代表委員の3者にその旨の説明を行い了解を得るものとすること。なお、3者の了解を得て据え

置きとした場合は、速やかにその旨を本省あて報告（様式自由）とすること。

4 同一業種の最低工賃の改正については、地方局の間で相互に連絡をとり、同一年に改正することを検討すること。

5 最低工賃の新設については、設定の必要性が高い業種のうち次のいずれかに合致するものから優先的に実施すること。

- (1) 関係団体等から、新設の要請がなされているもの
- (2) 繼続性のある業種で、適用家内労働者数が300人以上存在するもの
- (3) 他地域と関連性が強い業種

6 適用家内労働者が100人未満に減少し、将来も増加する見通しがないなど、実効性を失ったと思われる最低工賃については、廃止することも検討すること。

なお、当該最低工賃の廃止については、地方家内労働審議会等の意見を十分に聞いて尊重すること。

第7次最低工賃新設・改正計画 (平成13年4月~平成16年3月)

局名	13年3月末 決定件数	平成13年度		平成14年度		平成15年度		適用家内労働者数300人未満
		品種名	英語名	品種名	英語名	品種名	英語名	
01 北海道	3	和服裁縫(11)		男子低製服(12)		和服裁縫(13)		男子婦人服仕立(11)
02 青森	3	男子・婦人服(11)		和服(11)		和服機械器具(12)		
03 岩手	4	婦人玩製服(12) 男子玩製服(12)		電気機械器具(12△)		婦人玩製服(13) 男子玩製服(13)		横編ニット(9) ×
04 宮城	3	男子服・婦人服(11)		電気機械器具(12)		男子服・婦人服(13)		横編ニット(7)
05 秋田	2	通信機器用部品(11)		男子服・婦人服・子供服(12)		通信機器用部品(13)		
06 山形	4	横編ニット(11)		電気機械器具(12) 男子・婦人玩製服(12)		横編ニット(13)		スリッパ(5)
07 極東	3	横編ニット(11) 印刷回路基板(11)		外衣・シャツ(12)		横編ニット(13) 印刷回路基板(13)		
08 灰崎	3	婦人・子供服(11)		男子玩製洋服(12)		電気機械器具(12)		
09 栃木	4	男子既製洋服(11) 横編ニット(11)		婦人・子供服(12) 電気機械器具(12)		男子既製洋服(13) 横編ニット(13)		
10 群馬	4	電気機械器具(11) 婦人服(12)		横編ニット(12)		電気機械器具(13) 婦人服(13)		男子用ズボン(8) ×
11 埼玉	5	電気機械器具(11) 足袋(11)		縫製(10) 靴底(11)		電気機械器具(13) 足袋(13)		紙加工(8)
12 千葉	3			婦人既製洋服(1)				男子既製洋服(1) * 乾下(2) *
13 東京	5	革靴(10)		電気機械器具(12△) 婦人玩製洋服(12)		革靴(13)		既製ワイシャツ(5) × 男子既製洋服(7) *
14 神奈川	4	スカーフ等(11) 婦人服・子供服等(11)		電気機械器具(12)		スカーフ等(13) 婦人服・子供服等(13)		紙加工(12)
15 新潟	5	横編ニット(11) 男子・婦人既製洋服(11)		十日町物(12△) 料食器・器物(12△)		横編ニット(13) 男子・婦人既製洋服(13)		作業工具(12△)
16 富山	4	ファスター加工(11) 電気機械器具(11)		ニット(12)		ファスター加工(13) 電気機械器具(13)		玉輪受(10) ×
17 石川	2	横編ニット(10)				横編ニット(13)		男子既製洋服(8) *
18 福井	3	婦人服・スポーツ服(10)		シャツ・下着(11)		服箱(12)		
19 山梨	6	婦人服(11)		横編ニット(12)		貴金属(12△)		電気機械器具(10) 紡・人紡・毛織物(11) ねん糸(12)
20 長野	5	外衣・シャツ(11) 水引・祝儀用紙(11)		電気機械器具(12) 出版・印刷等(12)		外衣・シャツ(13) 水引・祝儀用紙(13)		ニット(12)
21 岐阜	7			婦人服(11) 男子既製洋服(11)		毛織物(12) 腹臍巻き下着(12)		給水せん(7) * 駆使かみそり(4) * 料食器(5) *
22 静岡	6	東西電気配線装置(10)		広幅縫・スフ縫布(11) 紙袋(10)		東西電気配線装置(13)		婦人服(12) 広幅縫・スフ縫物(11) 別珍・コール犬縫布(11)
23 爱知	6	婦人・子供服(10) 毛織物(10)		男子既製洋服(11) 東西電気配線装置(11)		横編ニット(12△) がん具花火(12)		
24 三重	3			東西電気配線(12△)				タオル製造(11) 婦人服(11)
25 滋賀	4	東西電気配線(11)		下着・純移着(12△)		東西電気配線(13)		高島郡紬・スフ織物・ねん糸(1) * 睡具(11) *
26 京都	3	舟後地区紬・人紡・毛織物(11)		紙加工品及び印刷・同関連(9)		既製洋服(12)		
27 大阪	5	婦人既製洋服(10) クオル製造(9)		洋傘(11) 横編ニット(11)		男子既製洋服(12)		
28 兵庫	7	但馬地区紬・人紡・毛織物(10) 電気機械器具(11)		紬・スフ織物(11) かばん(10)		乾下(12△) 約針(11) 婦人既製服(12)		
29 神戸	1	靴下(10)				乾下(13)		
30 和歌山	2							作業手袋(12△) パジャマ・ネグリジェ(10)
31 鳥取	4	男子既製洋服(12△) 和服裁縫(12△)		婦人既製洋服(12) 電気機械器具(12)		男子既製洋服(13) 和服裁縫(13)		
32 岐阜	3	和服裁縫(12)		東西電気配線(12△) 外衣・シャツ(12△)		和服裁縫(13)		
33 関山	2	東西電気配線(12)		既製洋服(12) 電気機械器具(12△)		東西電気配線(13)		男子学校服(11)
34 広島	4	毛筆・函筆(12) 和服裁縫(12)		電気機械器具(13)		毛筆・函筆(13) 和服裁縫(13)		
35 山口	4	和服裁縫(12) 男子既製洋服・学校服・作業服(11)		和服裁縫(13)		和服裁縫(13) 男子既製洋服・学校服・作業服(13)		婦人服仕立(12△)
36 徳島	3	男子服・婦人服(11)		横型(12△)		男子服・婦人服(13)		手袋・ソックスカバー(11)
37 香川	2	手袋・ソックスカバー(11)		衣裳(12)		手袋・ソックスカバー(13)		
38 愛媛	2	タオル(11)		外衣・シャツ(12)		タオル(13)		
39 高知	2	堆縫作業(12)		衛生用紙(12△)		縫接底革(13)		
40 福岡	5	男子形(11)		婦人服(12)		男子服(13)		作業服(8) × タオル(7) × 電気機械器具(7)
41 佐賀	3	婦人既製服(11)				婦人既製服(13)		男子既製洋服(12) 陶磁器(9)
42 長崎	3	和服裁縫(11)		男子既製洋服(12) 婦人既製洋服(12)		和服裁縫(13)		
43 熊本	4	縫製(11) 電気機械器具(11)		和服裁縫(12)		縫製(13) 電気機械器具(13)		紙加工品(12)
44 大分	2	衣服(11)		電気機械器具(12)		衣服(13)		
45 宮崎	3			非気機械器具(12△)				男子既製洋服(12) 婦人既製洋服(12) 内燃機関車装品(12)
46 鹿児島	3							横編ニット(8) 男子既製洋服(10)
47 沖縄	3							琉球入形(12△) × 琉球かすり(63) 縫製(2)
合計	171			56	55	58		47

(注) 1. 品種名の後の×印は廃止予定のもの、*印は廃止を含めた検討予定のもの。

2. 品種名の後の()は前回改正年度(公示年度)、又は公益・家内労働者・委託者代表3者により据え置きの合意を得た年度を示す(12年度中に改正予定のものも含む)。

ただし、()内の△印は、公示(予定を含む)年度は13年度であるが実績は12年度であるため12年度としているものである。